

テナント等を始められる方へ

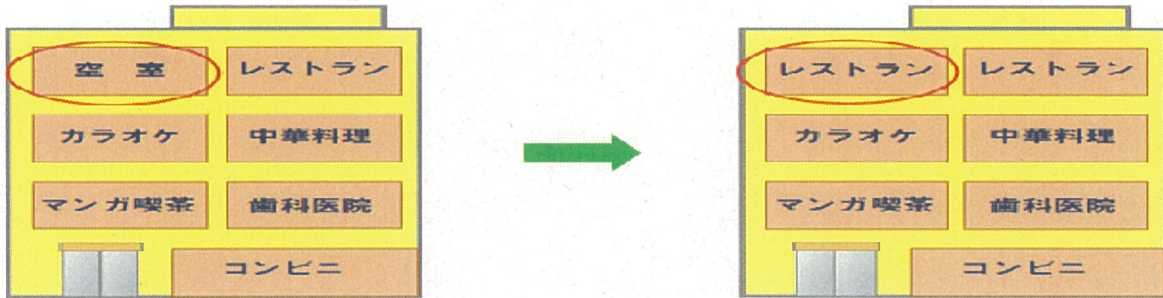
新たに消防用設備等が必要になる場合があります。

あらかじめ消防署にご相談してください!!

防火対象物やその一部を新たに使用する場合、または使用形態を変更する場合

例

- ・一般住宅を料理店に変更する
- ・ビルの空室をレストランに改装する
- ・美容室を店舗に変更する
- ・倉庫を飲食店に変更するなど



消防法に違反すると大分市のホームページで公表される場合があります。

公表内容は

建物の名称・所在地・違反の内容・公表日など

先ずはご相談を!!

大分市消防局予防課	097-532-3199
中央消防署	097-532-2108
東消防署	097-527-2721
南消防署	097-586-1230

